

○桐生市フードバンク事業実施要綱

(平成 30 年 9 月 1 日施行)

改正 平成 30 年 12 月 1 日 令和 3 年 6 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、食品ロス削減と地域福祉の増進に資するため、様々な理由で市場に流通できない食品を企業及び個人から無償で受け入れ、食糧の支援が必要な市民に対し、その食品を無償で配布する桐生市フードバンク事業(以下「事業」という。)に関し必要な事項を定める。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は桐生市とし、設置する事務所の名称を「フードバンク桐生」とする。ただし、事業の運営について民間団体等(以下「運営団体」という。)へ委託して実施することができる。

2 事業の委託を受けた運営団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 事業の実施に当たり利用料等を徴収することはできない。

(2) 事業の実施結果について、事業実施月の状況を翌月の 10 日までに市長へ報告しなければならない。ただし、10 日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日等」という。)に当たるときは、10 日後の最初の休日等でない日とする。

(フードバンク桐生の業務)

第 3 条 フードバンク桐生の業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 次条に掲げる者への食品の配布

(2) 非営利に子どもへの食事提供を行う活動をする団体及び社会福祉法人への食品の配布

(3) 廃棄の対象となる食品について、企業及び個人への食品の提供依頼及びその受入れ

(4) 受け入れた食品の適切な管理

(5) 事業の広報活動

(配布対象者の範囲)

第 4 条 フードバンク桐生が食品を配布する対象者は、桐生市に住民票を有する者で、次に定める者とする。

(1) 生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)第 4 条第 1 項の規定による生活困窮者自立相談支援事業を実施する機関(以下「自立相談支援機関」という。)において支援の対象となる者であって、食糧支援を必要とするもの

(2) 生活保護申請中の者であって、食糧支援を必要とするもの

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(利用申請手続)

第5条 事業の利用を希望する者は、桐生市フードバンク事業利用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、可否を決定し、その旨を桐生市フードバンク事業利用決定通知書(様式第2号)又は桐生市フードバンク事業利用却下通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(遵守事項等)

第6条 前条の規定により事業の利用が決定した者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受け取った食品の二次配布、転売及び金銭その他有価物との交換をしないこと。

(2) その他市長が指示すること。

2 受け取った食品の適正な保存、消費期限又は賞味期限の遵守、食品アレルギーへの注意及びその他食品衛生上の問題については、利用者の責任とする。

(利用の取消し)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の決定を取り消すことができるものとする。ただし、既に食品が配布されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽又は不正の申請により配布を受けた場合

(2) 前条第1項の規定に違反した場合

(3) 自立相談支援機関の指示に従わない場合

(4) 自立相談支援機関及び運営団体に対し、迷惑行為をした場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が食糧支援を取り消すことが必要と認められた場合

(食品の配布期間)

第8条 利用者に対する食品の配布期間は、第4条第2号を除き、原則として、3か月以内とする。ただし、やむを得ない事情があると判断された場合は、期間を延長して支援を行うことができる。

(食品の受入れ)

第9条 市長は、企業及び個人から食品を受け入れる際に食品提供申込書兼受領書(様式第4号)の提出を依頼し、受領書を交付する。

(暴力団の排除)

第10条 事業利用申請者及びその同一世帯に属する者並びに食品提供申込企業及び個人は、桐生市暴力団排除条例(平成24年桐生市条例第13号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等であってはならない。

(守秘義務)

第11条 桐生市、自立相談支援機関及び運営団体は、法令等を遵守し、業務上知り得た情報については適正に管理し、正当な理由なく第三者に漏えいしてはならない。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則(平成30年12月1日)

この要綱は、平成30年12月1日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成30年9月1日から適用する。

附 則(令和3年6月28日)

この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

桐生市フードバンク事業利用申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

桐生市フードバンク事業利用決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第5条関係)

桐生市フードバンク事業利用却下通知書

[別紙参照]

様式第4号(第9条関係)

食品提供申込書兼受領書

[別紙参照]